

鳥取県告示第757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大河内土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年12月18日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

就任した役員の氏名及び住所

理事	牧 幸 人	倉吉市大河内525
理事	佐々木 長 男	倉吉市大河内442
理事	牧 敏 徳	倉吉市大河内443
理事	牧 一 敏	倉吉市大河内415
理事	牧 正 行	倉吉市大河内507－8
理事	佐々木 覚	倉吉市大河内407
理事	牧 巧	倉吉市大河内445－1
理事	佐々木 一 之	倉吉市大河内473
理事	古 林 一 久	倉吉市大河内484
理事	牧 敬 一	倉吉市大河内523
監事	牧 喜和雄	倉吉市大河内524
監事	佐々木 英 義	倉吉市大河内383

平成21年12月2日就任 任期3年